

## 府中市生きがい創出事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者の社会参加を促進し、健康で生きがいのある充実した生活を送ることのできる長寿社会の一助とするため、自らの持つ能力を活かし、楽しみながら地域社会に貢献する事業に対し、市長が予算の範囲内において府中市生きがい創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金交付規則（昭和57年府中市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者及び補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、主に府中市に住所を有する個人で構成される団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 市町村民税（延滞金を含む。）及び税外収入金を滞納している場合（団体を構成する全ての個人を対象とする。）
- (2) 宗教活動及び政治活動を目的として事業を行う団体又は法人である場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員である場合

(4) 補助金の交付を既に受けている場合

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、活動の継続性、地域への還元性等が認められる事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 活動内容を次に掲げる内容とすること

- ア 地域の多世代が交流する事業
- イ 高齢者の特技等を活かして地域貢献を行う事業
- ウ 安心して暮らせる地域づくりを進める事業
- エ 文化芸術の普及又は教養を深めるための事業
- オ 地域の自然、歴史又は伝統を後世に継承する事業

(2) 運営に携わる者に、府中市に住所を有する60歳以上の者を3人以上含むこと。

(3) 補助対象事業の収益その他収入により、当該補助対象事業を開始した日から3年以上継続して行う見込みがあるもの。

### (補助金の額等)

第3条 前条第2項に掲げる補助対象事業に係る補助金の額は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、当該事業を開始するために必要となる研修費用及び

継続して使用する物品に係る費用の合計額（国、県、市その他の機関から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等を差し引いた額とする。）の全額とし、実施する回数に応じて次表に定める額を上限とする。

実施回数	上限金額
2回／月	100,000円
3回／月	150,000円
4回以上／月	200,000円

2 前項の補助金の額は、第5条に規定する審査により決定するものとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、府中市生きがい創出事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 府中市生きがい創出事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 府中市生きがい創出事業収入支出予算書（別記様式第3号）
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第5条 市長は、前条に規定する申請を受理した場合は、当該受理した書類及び申請者からの聴取り事項を審査し、適当と認めるときは補助金の額及び交付を決定し、府中市生きがい創出事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定通知書に別に定める条件を付すものとする。この場合において、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の実施に当たり、当該条件を遵守しなければならない。

（補助金の交付請求）

第6条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の決定通知書を受け取った日から起算して30日を経過する日までに府中市生きがい創出事業補助金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の請求書を受理した日から起算して30日を経過する日までに、第5条の規定により決定した補助金の額を交付するものとする。

（事業内容の変更の承認）

第8条 交付決定者は、補助対象事業を開始した日から起算して3年を経過する日までの間に、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、第5条の決定通知書を受け取った日の属する年度の翌年度の5月31日までに、補助対象事業の実施状況を、府中市生きがい創出事業補助金実績報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 府中市生きがい創出事業収入支出決算書(別記様式第7号)
- (2) 領収書の写し又は支払いを証明する書類
- (3) 府中市生きがい創出事業実績書(別記様式第8号)
- (4) 事業の実施状況が確認できる書類等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び返還)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、府中市生きがい創出事業補助金交付額確定通知書(別記様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査において、必要があると認めるときは、第5条に規定する聴取り事項、補助金の額及び交付の条件の適合について、現地で調査をすることができる。

3 交付決定者は、既に交付を受けた補助金の額が第1項の規定により確定された額を超えるときは、当該差額について、市長が定める期日までに返還しなければならない。

(交付の取消等)

第11条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条に規定する交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業を開始した日から起算して3年を経過する日までの間に、市長の承認を得ず、補助対象事業の内容を変更し、補助対象事業を中止し、若しくは廃止し、又は第2条の要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) この要綱の規定及び補助金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (5) 補助対象事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (6) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部について実施する必要がなくなったとき。
- (7) 補助対象事業開始前に、補助金交付の目的が達成できないことが明らかになったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると

認めるとき。

- 2 前項の規定（第6号及び第7号を除く。）は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、府中市生きがい創出事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。
- 4 第1項の規定により交付の決定の全部又は一部の取消を受けた者は、取消に係る部分の補助金について、市長が定める期日までに返還しなければならない。

（帳簿の備付け）

第12条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類（以下「帳簿等」という。）を、補助対象事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して3年間保管しなければならない。

- 2 市長は、交付決定者に対し、帳簿等の提出を求めることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の府中市生きがい創業ビジネス補助金交付要綱に基づき交付決定を受けた者に係る事務手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 3 前項に定める交付決定者は、この告示による改正後の府中市生きがい創出事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定による交付の決定を受けたものとみなして、新要綱第2条第1項第4号の規定を適用する。